

令和元年度第8回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年11月15日

場所 十和田市役所別館1階会議室

令和元年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和元年11月15日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和元年11月15日(金) 午後2時31分

4. 出席農業委員(18名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員

なし

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第40号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第41号	農地の転用事実に関する照会について
議案第48号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第49号	競売買受適格者の証明について
議案第50号	相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について
議案第51号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第52号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第53号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

4番 小笠原 和 男 君 7番 野 崎 さち子 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次 長	高 橋 克 彦
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主 査	山 崎 和 也	事務局 主 査	中野渡 礼 央
事務局 主 査	椛 木 信 人	事務局 主 査	吉 田 武 範

10. 書 記

事務局 主 査 椛 木 信 人

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和元年11月6日に告示招集いたしました、令和元年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。4番 小笠原和男 委員、7番 野崎 さち子 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第39号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページは、農地法によるもので、今後は35番、37番、38番、40番は農地として管理。36番、39番は賃借の予定です。4ページから5ページは、中間管理事業によるもので、今後は21番、22番、25番、26番は借人の変更。23番、24番は自ら耕作予定で協力金の返還の該当となります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）6ページをお願いします。報告第40号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利の取得の届出書を受理したので報告する件です。7ページから13ページになります。今回は23件で、68番が判決で取得。残りは全て相続による取得です。あっせんの希望はありません。62番、66番、72番は現況が雑種地や宅地となっているので地目変更を指導。68番は父の遺言で子へ遺贈したが、全部は多いと子が申立し、判決により母に分配。63番、79番、80番、83番、84番は自ら耕作。64番、65番、67番、69番は農地として管理。70番は農地として管理、一部は山林。71番、73番は農地として管理、一部は宅地。74番は自ら耕作、一部は貸借中、一部は農地として管理、一部は山林。75番、76番は自ら耕作、一部は農地として管理、一部は貸借中。77番、82番は貸借中、一部は農地として管理、一部は宅地。78番は自ら耕作、一部は貸借中。81番は自ら耕作、一部は農地として管理。なお、相続等を受けた農地が、農地以外の用途になっているものは、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いします。報告第41号農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページです。今回の照会は10件11筆で、現地調査は10月15日と11月6日に実施し、法務局への回答は、10月17日と11月8日に行っております。27番は、旧国道4号線沿いの中野自動車整備工場の南側です。周囲を非農地に囲まれた間口2から3メートル、奥行き40メートル弱の狭小な土地で、相当長期間農地として利用実績がなく、今後も農地利用が見込まれないことから非農地と回答。28番は、羽立本町集会所から南西方向に約450メートル先の申請者宅の南側です。農振除外について5月の第2回総会で承認済みで昭和47年に住宅を建築した当時から自宅への進入路と農業用倉庫が建っており、40年

以上利用されていることから非農地と回答。29番は、大柳新聞店から南に約100メートル先です。昭和47年建築のアパートがはみ出して建っており、40年以上宅地として利用されていることから非農地と回答。30番は、コメリパワー十和田店南側の申請者宅隣地です。申請者の宅地の南側で住宅敷地の一部となっており、住宅の曳行先として平成14年9月20日付で5条転用の許可を受けており完了確認済となっています。以上のことから非農地と回答。31番は、南小学校から北東に約330メートル先です。昭和35年から44年にかけて建てられた貸家3棟が建っており、50年以上利用されていることから、非農地と回答。なお、今月転用申請がありますが、申請地とその西側の農地を合わせて宅地分譲の計画があります。32番は、後沢商店から北に約400メートル先です。50年位前に杉を植林していましたが、数年前に伐採された切り株が残されており、周囲の状況から今後も農業上利用は見込まれないことから非農地と回答。33番は、三本木中学校グラウンド南西側の信号のある交差点から南へ180メートル先です。一部碎石が敷かれて更地の状態であり、時折、駐車場や資材置場として利用され、およそ30年以上農地として利用実績がなく、市の収納課の公売で、申請者が取得したもので、平成30年9月の総会で非農地判定を行っていることから非農地と回答。34番は、有限会社竹ヶ原農産から北に約90メートル先です。昭和29年に建築された住宅と、昭和46年に建築された小屋が建っており、40年以上利用されていることから非農地と回答。35番は、芋久保集落内の佐川酒店から東に約100メートル先です。相当長い期間市管理の公衆用道路の一部として利用されており、市で道路拡張の計画に伴い、市が所有者から申請地の寄付を受け、分筆して地目変更するものであるから非農地と回答。36番は、JA十和田おいらせ切田経済センターから南西に約260メートル先です。平成元年頃に建築された資材を格納する簡易な建物、露天の資材置場や通路となっており、20年以上使用されていることから非農地と回答。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は、箕輪班長、竹浦委員、小川委員の3名です。11月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 16ページをお願いいたします。議案第48号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、17ページから18ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計9件で、このうち所有権移転は6件、賃借権設定が3件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号57番から59番までは、相手方要望による売買です。60番から62番までは贈与で、60番は親から子へ、61番は夫から妻へ贈与します。62番は、共有地の持分の一部を集落の代表者に贈与するものです。18ページは貸借です。申請番号40番から42番までは、労力不足により賃貸借を行います。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転及び賃借権設定の申請に関する、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）19ページをお願いいたします。議案第49号競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農

地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときには、証明書の交付する時と事情が異なる場合を除き許可をするものとする。20ページです。今回は、6件、13筆で、平成30年8月の第5回総会報告第30号で全て農地と報告済みのものです。入札は11月28日から12月5日、開札は12月11日、売却決定日は12月18日の予定です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いいたします。議案第50号相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、別紙の農地等の相続人についてその適格者であることを証明することについての承認を求める件です。23ページです。相続税については、20年間農業経営を継続している場合に納税が免除されますが、3年に1回届出書を提出しなければならないことから、証明するものです。3番の場所は、旧国道4号線沿いの青森みちのく警備保障本社の南側で、自宅敷地内です。該当の農地は2筆で、1筆にはブドウが作付けされ、もう1筆にはビニールハウス用地と自家消費野菜の畑となっています。2筆とも農業上の利用がされていること、また聴き取りの結果、他の所有する農地においても自ら農業を営んでいるとのことから、問題はないと考えます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承

認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いいたします。議案第51号十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、25ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。13番 小川 正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。11月6日の午後、箕輪班長、竹浦班長と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、所有権移転による売買1件で、売買理由は相手方要望となっています。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。今回のあっせんにより所有権の移転を受ける者の農地の集積が進み、経営基盤の強化が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を11月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議 長（力石堅太郎君）小川委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第51号は要請することに決定いたしました。

議長 (力石堅太郎君) ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時24分

(_____ 委員 退席)

再開 午後2時24分

議長 (力石堅太郎君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (力石堅太郎君) 次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (今泉卓也君) 26ページをお願いいたします。議案第52号十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。27ページから28ページです。賃借権の合計は、5件12筆32,030平方メートルです。期間は、27番、28番、29番が10年、30番が5年、31番が20年です。27番が、経営転換協力金の対象となります。29ページから30ページです。使用貸借の合計は、3件29筆87,832平方メートルです。期間は、55番、57番が10年、56番が20年です。56番が、経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長 (力石堅太郎君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第52号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時27分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時27分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）31ページをお願いいたします。議案第53号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、32ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、3件です。申請番号36番と38番の転用事由は、ともに普通住宅の建築です。これらの譲受人は現在は実家で親と同居していますが、36番は実家の隣接地を親から贈与されるのに対し、38番は売買により農地を取得して、それぞれ自己住宅を建築するものです。申請番号37番は、4区画の宅地分譲を行うものです。転用の対象地は記載の2筆ですが、先ほど報告第41号で報告済みとなった農地のうちの1筆を併用して宅地分譲を行う計画です。申請地の場所ですが、申請番号36番は、スーパーシティ・アサヒの北東側です。37番は、三本木高校の北側です。38番は、第三友愛保育園の西側です。次に農地区分についてですが、申請番号36番から38番まではすべて都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第53号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時31分 —————